

岩手県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年2月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人宮古市 社会福祉協議会	宮古市小山田二丁目 9番20号	宮古市社会福祉協議会門 馬デイサービス事業所	宮古市門馬田代 第3地割32番地	宮古市区界第3 地割32番地	平成23年1月24日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人宮古市 社会福祉協議会	宮古市小山田二丁目 9番20号	宮古市社会福祉協議会門 馬デイサービス事業所	宮古市門馬田代 第3地割32番地	宮古市区界第3 地割32番地	平成23年1月24日